

播磨町罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、播磨町（以下「町」という。）内において発生した災害によって生じた被害の証明書（以下「証明書」という。）を交付する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（火災を除く。）をいう。
- (2) 住家 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下この条において「認定基準」という。）に規定する住家をいう。
- (3) 非住家 認定基準に規定する非住家をいう。
- (4) 建築物 住家及び非住家をいう。
- (5) 不動産 民法（明治29年法律第89号）第86条第1項に規定する不動産をいう。
- (6) 動産 民法第86条第2項に規定する動産をいう。

(証明書の種類及び内容)

第3条 証明書の種類は次の各号に掲げるとおりとし、その証明する内容は当該各号に定めるところによる。

- (1) 罹災証明書（様式第1号） 住家の災害による建築物の被害の程度についての証明
- (2) 建物罹災証明書（様式第2号） 非住家の災害による建築物の被害の程度についての証明
- (3) 家財等罹災証明書（様式第3号） 建築物以外の不動産又は動産の災害による被害についての証明
- (4) 罹災届出申請書（兼）証明書（様式第4号） 災害により建築物に生じた被害を町が確認できない場合又は建築物以外の不動産若しくは動産に被害が生じた場合に、その事実を町長に届け出たことの証明

(証明書の交付申請)

第4条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該証明書が罹災証明書、建物罹災証明書又は家財等罹災証明書の場合は罹災証明書等交付申請書（様式第5号）により、罹災届出申請書（兼）証明書の場合は当該罹災届出申請書（兼）証明書により、町長に申請しなければならない。

- 2 罹災証明書又は建物罹災証明書の申請者は、災害を受けた建築物の所有者又は世帯主とする。
- 3 家財等罹災証明書の申請者は、災害を受けた建築物以外の不動産又は動産の所有者とする。
- 4 罹災届出申請書（兼）証明書の申請者は、第2項又は前項に規定する者とする。

5 前3項に規定する者（以下この項において「申請対象者」という。）以外の者が第1項の申請を行う場合は、申請対象者から委任を受けている旨の委任状を申請書に添付しなければならない。ただし、当該申請を申請対象者の同居の親族又は同居しているパートナーシップ及びファミリーシップ（播磨町パートナーシップの届出に関する要綱（令和6年要綱第51号）第2条第1号に規定するパートナーシップ及び同条第2号に規定するファミリーシップをいう。）の関係にある者が行う場合は、この限りでない。

6 第1項の規定による証明書の交付申請の期限は、災害による被害を受けた日の翌日から起算して13月以内とする。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りではない。

7 罹災証明書又は建物罹災証明書の申請において申請者が建築物の被害の程度について内閣府の定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針に規定する準半壊に至らない（一部損壊）の区分に該当することを自ら判断し、かつ、現地調査を省略して当該区分に該当すると判定されることに同意する場合、家財等罹災証明書の申請において現地調査を省略して証明書を交付することに同意する場合又は罹災届出申請書（兼）証明書の申請を行う場合は、罹災状況が確認できる写真を添付しなければならない。ただし、罹災届出申請書（兼）証明書の申請においてやむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りではない。

（証明書の交付）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、同条の規定により提出された書類等を審査し、必要に応じて現地調査を行い、証明すべきと認められる場合に証明書を交付するものとする。

2 前項に規定する交付に係る手数料は、無料とする。

（再調査の申請）

第6条 罹災証明書又は建物罹災証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された建築物の被害の程度その他内容について不服があり、又は修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、町長に対し罹災証明書等交付申請書により再調査の申請をすることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
連絡先			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない （一部損壊）
------	--

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない （一部損壊）
被害内容	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

播磨町長

建 物 罹 災 証 明 書

所有者住所	
所有者氏名	
連絡先	

罹災原因	
------	--

被災家屋の 所在地			
家屋の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)		
家屋番号		建物用途	
被害内容			

備考	
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

播磨町長

家 財 等 罹 災 証 明 書

所有者住所	
所有者氏名	
連絡先	

罹災原因	
------	--

罹災物件	
物件所在地	
罹災状況	
被害内容	

備考	
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

播磨町長

罹災届出申請書（兼）証明書

播磨町長 様

【申請者】

住所 _____

氏名 _____

罹災者との関係 _____

電話 _____

下記のとおり罹災の届出を行いますので、届出があったことを証明願います。

記

罹災日時	年 月 日
罹災場所	兵庫県加古郡播磨町
罹災者氏名	
届出(被害) の内容	
本証明書を必要とする理由	

第 - 号

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明する。

年 月 日

播磨町長

罹災証明書等交付申請書

申請日 年 月 日

播磨町長 様

申請者（証明対象者）

住 所 _____
(ふりがな) _____

氏 名 _____

電話番号 _____

下記のとおり証明書の発行を申請します。

記

罹災物件 (家屋)	所在地（地番）	
	該当する項目に ○をつける	持家 ・ 借家 ・ 貸家
		住家 ・ 非住家
罹災物件 (家屋以外)	所在地（地番）	
	該当する項目に ○をつける	家財 ・ 外構、設備
		その他（ ）
人身の被災状況		
被害の内容	原因	
	状況	
請求部数		
整理番号（再交付 の申請の場合）		

☐ 自己判定方式を希望し、「準半壊に至らない（一部損壊）」（損害割合 10%未満）という結果に同意します。

※自己判定方式は、写真等を基に審査を行い、証明書を短期間で交付する方法です。

自己判定方式を用いない場合は、申請を受けた後に現地調査の実施、罹災程度の判定を行うことから、罹災証明発行に時間を要します。